

石川県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年一月三十一日

石川県教育委員会

石川県教育委員会規則第一号

石川県立学校管理規則の一部を改正する規則

石川県立学校管理規則（昭和三十七年石川県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。
第六条の二第一項の表中「門前町立門前中学校」を「輪島市立門前中学校」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年二月一日から施行する。

石川県立学校管理規則

新旧対照表

改正案

現行

第一条～第六条 略

(連携型中高一貫教育のための教育課程)

第六条の二 次の表の上欄に掲げる高等学校(以下「連携型高等学校」という。)(においては、同表の下欄に掲げる中学校(以下「連携型中学校」という。)(における教育との一貫性に配慮した教育を施すものとする。

連携型高等学校名	連携型中学校名
石川県立富来高等学校	志賀町立富来中学校
石川県立門前高等学校	輪島市立門前中学校

2 前項の場合において、連携型高等学校は、教育課程を編成しようとするときには、あらかじめ連携型中学校と協議するものとする。
 第六条の三～第二十条 略

第一条～第六条 略

(連携型中高一貫教育のための教育課程)

第六条の二 次の表の上欄に掲げる高等学校(以下「連携型高等学校」という。)(においては、同表の下欄に掲げる中学校(以下「連携型中学校」という。)(における教育との一貫性に配慮した教育を施すものとする。

連携型高等学校名	連携型中学校名
石川県立富来高等学校	志賀町立富来中学校
石川県立門前高等学校	門前町立門前中学校

2 前項の場合において、連携型高等学校は、教育課程を編成しようとするときには、あらかじめ連携型中学校と協議するものとする。
 第六条の三～第二十条 略